

令和5年3月16日（木）

17 目 目

（委員会審査結果報告・質疑・討論・採決）
（委員会案上程、委員会視察研修報告）
（議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主査） 根本 大成

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長	保坂 武志
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第2号から議案第12号まで、議案第24号から議案第26号及び陳情第5号の常任委員会審査結果報告について

日程第2 議案第17号から議案第23号までの令和5年度予算特別委員会審査結果報告について

- 日程第3 委員会案第2号 上三川町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第4 委員会案第4号 上三川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第5 委員会案第5号 上三川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について
- 日程第6 委員会案第6号 上三川町議会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止について
- 日程第7 議会運営委員会及び広報委員会の合同視察研修結果報告について
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで日程に入る前に、3月3日の一般質問において、勝山議員の発言に行政に対する不適切な発言があると思われますので、後日、会議録を調査して、議長において善処いたします。

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。日程第1、「議案第2号から議案第12号まで、議案第24号から議案第26号及び陳情第5号の常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和5年3月16日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 小川公威

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第 2号 上三川町課設置条例の一部改正について
- (2) 議案第 3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 4号 上三川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第24号 上三川町個人情報保護法施行条例の制定について
- (5) 議案第25号 上三川町個人情報保護審査会条例の制定について
- (6) 議案第 5号 上三川町国民健康保険税条例の一部改正について
- (7) 議案第 6号 上三川町犯罪被害者等支援条例の制定について
- (8) 議案第 7号 上三川町霊園条例の一部改正について

(9) 議案第 8 号 上三川町男女共同参画推進条例の制定について

(10) 陳情第 5 号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

2 審査日

令和5年3月7日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

令和5年3月16日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長 海老原友子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

(1) 議案第26号 上三川町国民健康保険条例の一部改正について

(2) 議案第 9 号 上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(3) 議案第10号 上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(4) 議案第11号 上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(5) 議案第12号 町道路線の認定について

2 審査日

令和5年3月7日

3 結果

議案は、いずれも原案どおり可決する。

○議長【高橋正昭君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。5番、総務文教常任委員長、小川公威君。

(5番・総務文教常任委員長 小川公威君 登壇)

○5番・総務文教常任委員長【小川公威君】 総務文教常任委員会の審査結果について御報告いたします。

2月28日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第2号から第8号まで、議案第24号及び第25号並びに陳情第5号の計10件であります。3月7日に委員会を開き、執行部から説明を

受け審査をしましたので、その結果について御報告いたします。

総務課所管の議案第3号では、成年後見制度利用促進協議会の委員構成と会議開催予定に関する質問に対し、委員は、弁護士、司法書士、社会福祉士、町の成年後見の実務に精通している方、健康福祉課長、社会福祉協議会の常務理事の合計6人からなっており、会議は年2回の開催を予定しているとの説明がありました。

議案第4号では、団員一人当たりの時間区分ごとの年間平均出勤回数に関する質問に対し、平成29年度から令和3年度までの団長の平均回数は、3時間未満は12回、3時間以上8時間未満は7回、8時間以上は令和元年度の台風19号の1回である。また、報酬の支給総額に関する質問に対し、年額が1万円減額となっても、年間平均十数回の出勤を新しい出勤報酬で計算した場合、1万2,000円程度増額となるため、支給総額は変わらない見込みであるとの説明がありました。

税務課所管の議案第5号では、被保険者の負担軽減に関する質問に対し、令和4年12月現在の試算では、全体で約4,600万円下がり、被保険者一人当たり7,000円から8,000円下がる見込みであるとの説明がありました。

地域生活課所管の議案第6号では、見舞金の申請に関する質問に対し、犯罪被害者等が町に申請後、町はその内容を警察署に照会し、支給要件に該当するか内部で慎重に審議し、支給の可否を決定するとの説明がありました。

審査の結果、議案第2号、議案第4号、議案第7号、議案第24号及び議案第25号は全員賛成により、議案第3号、議案第5号、議案第6号及び議案第8号は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

陳情第5号では、委員の意見としては、陳情は民主主義の根幹をなすものであるという意見と、一方で、被害者救済法が成立しており現在の社会情勢に反しているのではないかという意見がありました。

審査の結果、陳情第5号は反対多数で不採択と決定いたしました。

以上、報告いたします。

令和5年3月16日、総務文教常任委員長、小川公威。

○議長【高橋正昭君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、海老原友子君。

(7番・産業厚生常任委員長 海老原友子君 登壇)

○7番・産業厚生常任委員長【海老原友子君】 産業厚生常任委員会の審査結果について御報告をさせていただきます。

2月28日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第9号から議案第12号まで及び議案第26号の計5件であります。3月7日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果について御報告いたします。

住民課所管の議案第26号では、現在の出産費用に関する質問に対し、国の調査によると、令和3年度、全施設の平均は47万3,000円で、令和4年度の推計額と産科医療保障制度の掛金を含めて約50万円になるとの説明がありました。

子ども家庭課所管の議案第9号では、国の法律が改正されたことによる改正かの質問に対し、保育園

バスの送迎事故が起きたため、国の法律で改正したもので、町の学童保育施設ではバスの送迎は行っていないが、施設外へレクリエーション等に出かける場合のバスの送迎でも児童の所在確認を行うことになっている。また、今後施設へのバスの送迎を行うことも考えられるため、国の法律改正に伴い条例を改正するとの説明がありました。

議案第10号では、懲戒権と虐待に関する質問に対し、教育に必要な範囲で懲戒を認める「懲戒権」の文言があることで、それを口実にしつけを理由とした子供への体罰の正当化や虐待へ移行するおそれがあるため、子供の人権条約などに関連し、子供を虐待から守っていくための国の施策による法令で「懲戒権」を削除することになったとの説明がありました。

都市建設課所管の議案第12号では、町が受ける道路の寄附要件に関する質問に対し、道路の寄附要件では、町道の認定基準の規定により、町道として認定することができる道路などの基準を設けているとの説明がありました。

審査の結果、議案第9号から議案第12号まで及び議案第26号は全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告をいたします。

令和5年3月16日、産業厚生常任委員長、海老原友子。

○議長【高橋正昭君】 常任委員長の報告が終了しました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第2号「上三川町課設置条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「上三川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「上三川町犯罪被害者等支援条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「上三川町霊園条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「上三川町男女共同参画推進条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「町道路線の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「上三川町個人情報保護法施行条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「上三川町個人情報保護審査会条例の制定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第5号「民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情」について採決いたします。これに対する委員長報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第2、「議案第17号から議案第23号までの令和5年度予算特別委員会審査結果報告について」を議題といたします。

令和5年度予算特別委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和5年3月16日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

令和5年度予算特別委員会

委員長 稲見敏夫

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第17号 令和5年度上三川町一般会計予算
- (2) 議案第18号 令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算
- (3) 議案第19号 令和5年度上三川町介護保険事業特別会計予算

- (4) 議案第20号 令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算
- (5) 議案第21号 令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算
- (6) 議案第22号 令和5年度上三川町水道事業会計予算
- (7) 議案第23号 令和5年度上三川町下水道事業会計予算

2 審査日

全体会：令和5年3月9日、15日

分科会：令和5年3月10日

3 結果

議案第17号及び議案第18号は賛成多数により、議案第19号から議案第23号は全員賛成により、原案どおり可決する。

○議長【高橋正昭君】 これより委員長の報告を求めます。12番、予算特別委員長、稲見敏夫君。

(12番・予算特別委員長 稲見敏夫君 登壇)

○12番・予算特別委員長【稲見敏夫君】 2月28日の本会議におきまして令和5年度予算審査のため予算特別委員会が設置され、議案第17号から議案第23号までの7議案が付託されました。それを受け、3月9日、10日及び15日の3日間、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

審査の結果、議案第17号及び第18号は賛成多数により、議案第19号から議案第23号は全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和5年3月16日、令和5年度予算特別委員長、稲見敏夫。

○議長【高橋正昭君】 令和5年度予算特別委員長報告が終了しました。

お諮りいたします。令和5年度各会計当初予算7議案につきましては、全議員をもって構成されました予算特別委員会における審査が終了しておりますので、質疑・討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第17号「令和5年度上三川町一般会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「令和5年度上三川町介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「令和5年度上三川町水道事業会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「令和5年度上三川町下水道事業会計予算」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第3、委員会案第2号「上三川町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番、議会運営委員長、石崎幸寛君。

(8番・議会運営委員長 石崎幸寛君 登壇)

○8番・議会運営委員長【石崎幸寛君】 ただ今上程になりました議会運営委員会提出の委員会案第2号「上三川町議会委員会条例の一部改正について」、御説明いたします。

お手元の委員会提出議案の議案書1ページを御覧ください。

本案は、重大な感染症のまん延や災害により委員が開催場所に参集できない場合において、委員会の開会の特例としてオンライン開催を可能とする規定を追加するため、本条例の一部を改正するため、議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、委員会案第2号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。委員会案第2号「上三川町議会委員会条例の一部改正について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、委員会案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第4、委員会案第4号「上三川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」から日程第6、委員会案第6号「上三川町議会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止について」までの3議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。8番、議会運営委員長、石崎幸寛君。

(8番・議会運営委員長 石崎幸寛君 登壇)

○8番・議会運営委員長【石崎幸寛君】 ただ今上程になりました議会運営委員会提出の委員会案第4号「上三川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」から委員会案第6号「上三川町議会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止について」、御説明いたします。

お手元の委員会提出議案の議案書6ページからの委員会案第4号「上三川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」及び議案書34ページからの委員会案第5号「上三川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について」を御覧ください。

これらは令和5年4月1日から地方公共団体にも個人情報保護法の規定が共通ルールとして適用されることとなりますが、議会については法の適用除外とされており、議会ではこれまでと同様に議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例及び施行規程を制定するものです。

次に、議案書75ページの委員会案第6号「上三川町議会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止について」を御覧ください。こちらは、ただ今提案理由を申し上げた委員会案第4号、第5号による条例及び施行規程の制定に伴い、現行の取扱いに関する規則を廃止するため、議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長【高橋正昭君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、委員会案第4号から委員会案第6号までは、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから順次、採決いたします。

まず初めに、委員会案第4号「上三川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、委員会案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、委員会案第5号「上三川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、委員会案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、委員会案第6号「上三川町議会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、委員会案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第7、「議会運営委員会及び広報委員会の合同視察研修結果報告について」を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。5番、広報委員長、小川公威君。

(5番・広報委員長 小川公威君 登壇)

○5番・広報委員長【小川公威君】 議会運営委員会及び広報委員会は、1月26日及び27日の2日間、愛知県東郷町で「議会運営・改革について」、「議会だよりのサブタイトル及び愛称の導入について」、「議会だよりにおける町民参加の企画について」を、東京都東久留米市では「吉澤章折り紙ギャラリー」の視察研修をまいりました。

1日目の東郷町は、名古屋市と豊田市の間に位置することから両市のベッドタウンとして開発が進み、人口は約4万4,000人で増加傾向であるとのこと。また、ボート競技の競漕会場として利用されている愛知池があることから豊かな水辺環境が守られており、田園風景や樹林地など緑も多く残り、「水と緑とボートのまち」として発展を続けている町であります。

東郷町議会では議員定数16人で、委員会は議会運営委員会、常任委員会として総務経済、文教民生、広報広聴、予算の4委員会、特別委員会は議会活性化と決算の2委員会で構成されています。

一般質問では一問一答方式を採用し、議員の持ち時間は30分、他の議員との質疑、質問が重複した場合でも、議員の発言は町民の声であり、事前に調整することなく執行部には丁寧に答弁していただいているとのこと。

タブレット端末については、議会として公費導入はしていないが、私物としての持込みは自由としており、使用基準を定め、遵守しない者には議長が注意、あるいは機器の使用を停止するとのことでした。本町議会においても、令和5年1月からタブレットを導入したところであり、東郷町議会でのタブレッ

トの活用方法について参考になりました。

議会報告会及び意見交換会を年に複数回実施しているとのことで、議会報告会は、町民の方に議場に集まっていただき、事前に決めたテーマに沿って報告をしています。当初はクレーマーや町政への不満の声が多かったが、最近では建設的な意見が増えてきており、開かれた議会を目指すため引き続き開催していくとのことでした。意見交換会は、議員が地域に出向きテーマを決めずに「何でも聞く」スタンスで開催しているとのことで、行政に対する要望が多いとのことでした。

その他にも、駐在員や区長、自治会長との意見交換会なども開催しており、積極的に町民と交流を図っているという点に大変感銘を受けました。

議会だよりについては、読者にとって魅力ある内容、興味、関心が持てる紙面づくりを目指すため、令和2年10月に「議会だより編集に当たっての心得」を制定し編集を行っています。令和3年にはメインタイトルを「ハイ ぎかいです」と改め、サブタイトルは、メイン記事に興味を持ってもらえるよう、号ごとに決めているとのことでした。

また、町民参加の企画については、町民が参加するための紙面づくりではなく、読んでもらえるためのコンテンツとしての町民参加という手法を用いて、取り上げるトピックスを町民目線で選択し、分かりやすい表現と読みやすさを工夫しているとのことでした。

本町議会においても、親しみやすい議会だよりとなるようサブタイトルや愛称の導入を検討しているので、大変参考になりました。また、過去に町民参加企画を検討しましたが、人選方法や肖像権等の様々な問題があり実現しませんでした。東郷町議会のように視点を変えた町民参加の紙面づくりの方法もあると気付くことができたので、大変有意義な視察研修となりました。

2日目は、東京都東久留米市にある「吉澤章折り紙ギャラリー」を視察し、塩川館長より吉澤章先生との思い出話や展示作品の説明を受け、また年代順に保管されている2万点以上ある作品の一部も拝見させていただくことができました。本町で建設予定の複合施設内に「吉澤章記念室」をつくることになっておりますが、作品の保管や展示方法など、大変参考になる視察となりました。

以上、視察研修結果報告といたします。

令和5年3月16日、広報委員会委員長、小川公威。

○議長【高橋正昭君】 議会運営委員会及び広報委員会合同視察研修結果報告を終わります。

○議長【高橋正昭君】 日程第8、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和5年第1回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月28日から3月16日までの17日間にわたり開会され、年度末の極めてお忙しい中、御審議をいただき、誠にありがとうございました。この間、報告事項や人事案件、条例関係、補正予算、当初予算など上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的な御審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。可決をいただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払い、また予算の執行につきましても、委員長より御報告がございました内容を真摯に受け止め、遺漏のないよう対処してまいる所存でございます。

また、先般、一般質問において答弁をさせていただいたゼロカーボンシティにつきましても、本町においても、先人たちが築いてきたものの持続的な発展や脱炭素社会の実現に向けた取り組みを強化し、次の世代に引き継ぐため、再生可能エネルギーの導入や地球温暖化対策などを広め、町民や事業者、関係団体と連携を図りながら、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すことを本日ここに宣言いたします。

令和4年度も今月末をもちまして終了となり、本日出席をしております3人の課長がその役目を終えて退職いたします。4月からは新しい執行体制となりますが、今後も議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月28日から本日までの17日間にわたり開催され、議員各位には、令和5年度予算をはじめ条例改正などの多数の重要議案について、終始慎重かつ熱心に御審議いただき、また議会運営に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、町長をはじめ執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、その御労苦に対しまして厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後の町政執行に際しまして、十分反映されますよう強く要望する次第であります。

終わりに、本年3月をもって退職される職員の皆様におかれましては、長い間、町政に御尽力いただきましたことに対し感謝を申し上げまして、私の挨拶といたします。

以上をもちまして、令和5年第1回上三川町議会定例会を閉会いたします。誠に御疲れさまでございました。

午前10時52分 閉会